

杉原泰雄著

『国民主権の研究』

岡本明

一読して、多年の労苦と蓄積のうえに築かれた著作であることが察知された。私はかねてより、「資本論」が近代資本主義の運動法則の解明にさいして占める位置にも似て、フランス革命が近代国家論のもっとも重要な素材とならねばならぬことを痛感していた。ここでの国家論とは、法・政治・社会の複合的な関係を論理的に解明し近代ブルジョワ国家成立の本質にせまるという、政治論よりも一段とほりあげた次元にかかわるものである。

国家意志は、一般に特殊利害を共同の利害としてさしだす形態を必ずとるが、主権とはこの場合、この共同幻想によって示される最高権力の所在の謂である。したがって、主権の問題は国家論のなかで、法・政治・社会の関係を展望させる第一義的な位置にあるというべきであろう。本書はそれをどこまで明らかにしてくれるか。私はこのような期待をもって本書を手にしたのであったが、本書はたしかにこの期待にこたえるものであったことをまず記しておく。それとともに主権理論の構成にまつわる本質的な一点において重大な疑義が生じたことも事実であった。結論の一端

をのべると、本書は、いわゆる国民主権と人民主権を、主権の根本的な基本構造にそくして正当にも区別することに成功し、それによつてフランス革命の政治闘争、社会闘争の構成原理を照射することができたのであったが、他面、自然法的に設定される近代国家の形成の論理をなお十分に展開しきれず、主権概念にひそむ二重性をみぬけなかったために、とくに一七八九年人権宣言についての性急な結論を導いたことである。

これがなをいみずるかはのちの議論の展開に待つこととし、まず本書をその趣意にそつて整理してみた。

第一篇「国民主権研究の基本視角」は、主権論の提起といつてもよく、憲法学や国法学、また一部にはフランス革命史の学説史にもたちいりながら、近代国家の理論としての国民主権の論拠が示されている。

そこではまず、(一)主権否定論、強いていわば人間共同生活の根本の正しいありかたⅡノモスを主権とみとめる尾高説の中に論理矛盾がみられることが指摘されている。すなわち、一方では現実の国家意志の決定権にたいするノモスの優越性を強調して国民主権はノモス主権にはかならないとしながら、他方、ノモスを現実の権力意思のなかに表現するものは国民主権においては国民ないし国民に監視される国民代表であるとするところから察せられるように、国民主権を質的に異なる二重の意味に用いているとし(本書一頁)て、これをしりぞけ、ついで(二)主権の主体をあくまで人間にありとする宮沢説の正当性をみとめながらも、著者はさらに一步ふみ込んで、今世紀来の世界的傾向である「人民主権への傾斜現象」に影響されて、国民主権を(全)人民による政治Ⅱ

デモクラシーの原理と同一視する宮沢説はか通説的見解を批判の対象にとりあげている。通説的見解は、ルソーの社会契約論をもって近代国家の理論としての国民主権が完成されたとするものであるが、君主主権との対抗原理としてそのデモクラティックな性格を強調するあまり、第三の異質な原理であるはずの人民主権との相違を看過し、客観的には、実在する国民主権の認識を妨げ、それへの歴史的社会的批判の展開を阻止する役割を果たすことになる(三三頁)。

この国民主権と人民主権を峻別するという考え方は、第一篇・問題の提起からはじまって「フランス革命の構造」「アンシャン・レジームにおける主権論争」「国民主権の成立」「国民主権の基本構造」(いずれも第二篇所収、「フランス革命と国民主権」のそれぞれ一、二、三、四章を構成)をつらぬく基本命題となっている。いま、その根拠を問うまえに、著者が通説の批判の中で強調することのうち特筆にあたいたするのは、(1)国民主権原理を市民社会の仮構としての政治的要請にすぎぬものとしてではなく、あくまで法原理としてとらえるべきこと、また(2)主権を超実定法的な憲法制定権と解するのではなく国権行使の法的保障としてこれから区別すべきこと、さらに(3)十九世紀ドイツ国法学の国家主権説を、主権をば最高機関権限の帰属の問題に解消するものとしてしりぞけていることなどであろう(二七、二八頁、四六頁―四九頁)。ここには、私が冒頭で述べたように、主権原理をたんなる政治過程の所産としてでなく、独立した法構造をもち、しかも国家意志の最終決定権の帰属をめぐる問題として、また国家権力の階級的帰属を示す問題として重疊的な(法的・政治的・社会的的諸

関係を透視させる)視角が設定されているからである。著者がフランス革命をとりあげるのも、諸階級の利害が独自の主権論・権力論の形をとって尖鋭な対立を示しているとの認識(三七―三八頁)からにはほかならない。

さて、それでは国民主権はどのような属性をもち、人民主権とはどのように異なるものとして把握されているのであろうか。本書のいうところを整理すると、全国籍保持者の観念的で不可分な統一団体たる国民という概念の設定と、この国民を主権の主体と規定することによって、かえって事実上は、これまた憲法に規定された自律的な行動原理をもつ国民代表者による国家意志の形成を可能にすることがその属性であり、これと全人民による政治人民主権と混同すべきでないゆえんは、以下の理由で示されている。

すなわち(1)国民主権に立脚する市民憲法が、普通選挙制度を男子についてさえ、十八・九世紀の世界的趨勢としてはみとめていなかったこと、(2)國政の重要問題につき、国民「全体」が国民投票やまた代議士にたいする命令的委任の制度によって国家意志を最終的に決定できる手続きが原則として欠如していること、(3)この決定権は、民意からの独立を法的に保障された代表者議会に与えられていること、である(二〇―二四頁)。

著者はここで主権概念の歴史的生成過程をふりかえることによって、近代国家の主権論の本質をその深底部から問いなおそうとする。それが第二篇第二章の「アンシャン・レジームにおける主権論争」である。まず、ボダンの国家論における君主主権がとりあげられている。これはユグノーの反暴君論のごとき人民主権論に対抗してうたがわれる王権護持・強化のための理論であるが、

神と自然の法への合致を条件に、主権が先行法にたいする優位を確立するという論拠でもって主権＝王権への合法性が賦与されることが重要である。この見解はボシュエによって一歩すすめられ、自然状態のアナーキーを否定的に克服すべく形成される君主權力こそが神の法であるという絶対君主制擁護の理論がうちだされる(主として九九―一二三頁)。

この君主主権の系脈に対抗して、ボシュエの論敵ジュリユの人民主権説があり、彼のいうところは、君主「主権」の成立する以前に人民「主権」が存在し、その自由意志にもとずいて君主に主権を移転させる、というものである。法の主人となる君主と主権の淵源である人民との間には当然、双務的な関係が存在する。人民を構成する個々の人間は君主の失政に忍従するほかはないが、君主が人民の信仰の自由や、生命・自由・財産を侵すなどして社会の保全と宗教を保全する神法および自然法に反する場合は人民は彼に抵抗することが義務となり、君主が欠けた場合と同様、主権は人民に帰属する(一二六―一三三頁)。

著者は、このジュリユの理論を、権力の淵源を人間に求めている点(これをいかにえるならば主権の基礎となる君主―人民関係の双務性ということになるが)において、一八世紀人民主権への先駆性を見とめている。しかし、このジュリユの主権論には、と著書はつづけていう。(1)社会契約の観念がみられないこと、(2)主権の不譲渡性の観念が定立しておらず、人民が主権者たるゆえんが積極的に展開できないこと、(3)生命・自由・財産を侵害されればこれに抵抗する権利を有するところの個人ないし人間の観念の欠如。社会の安全をなすべき抵抗主体との人民とこのして

個人とは完全に切断されており、個人としてはあくまで君主の圧迫に耐えねばならぬとされている(あのプーフエンドルフ流の)服従契約におちいっているというものである。

これらの指摘にはきわめて鋭いものがあり、著者はきたるべき近代国家の主権原理をジュリユ批判をとおしてうかびあがらせているといえよう。(1)は、自然状態(それをアナーキーととるにせよ、すでにそこに一種の調和状態をみるにせよ)から社会「共同体」がみずからを区別して成立する論理がジュリユには示されていないということになるであろう。(2)は、自然権・社会権の相互関係を欠いているといういみで(1)と関連をもつ。

私はここで特に著者が、ジュリユに欠如したものは、社会・人民・主権を形成する社会契約の観念であるとのみかたずけたところを強いて、自然権およびそれが社会状態(社会共同体)にもち込まれたさいの社会権――市民的権利と私人の権利に分化する――の設定視角の欠如、というようによみなおしておく。私人の権利とは、自然状態で享受していたと思われる私的個人の権利であり、社会内にもちこまれても淵源としては自然権に直結するものである。市民の権利とはこの自然権を保全するために自発的に集団(共同体)を形成し、集団の構成者たるの資格において享受する権利である。そこでこの時点で主権がどのように関連してくるかに言及しなければならぬが、後論との関係上、以下の指摘にとどめておこう。主権はここでは広義においてとらえられるべきもので、その規範となる法は、共同体形成の合法的基礎を提供するものであって、集団意志がこの個人の自然権をみずから侵犯しないこと、また、集団内外の恣意的な力から自然権を防衛する

ことをその目的とする。

さて著者はルソーの「社会契約論」とシェイエスの「第三身分とはなにか」においてジュリユの人民主権論にひそむ欠陥がいかに克服されたかを説明している。

ルソーの場合、(1)自然状態を不平等の極限状態としてアンシャン・レジームにその具体的イメージをみいだし、これに終止符をうつべく社会形成がおこなわれる(社会契約の観念)。(2)各人の保有していた自然権をすべて放棄することとひきかえに共同体の平等な構成員となり主権の形成と行使に参加する。そして主権は構成員の全員が分有するから、譲渡不能であり、個々の構成員にたいしては生命も含むいっさいを要求できる立場にあって全能である(主権の譲渡不可能の原則、のみならず代表されえない原則)。(3)国家からの条件つきの賜物としての個人の生命・財産の保証がなされ、主権は共同利益をめざして誤ることがないのであるから、特殊意志の主体としての個人の権利にたいする主権の優越が貫徹する。したがって、ジュリユの人民と個人の分断というシェーマはルソーにおいては主権者人民と臣民のそれにぬりかえられるとともに臣民の主権者にたいする絶対服従がとかれるのである(本書一四二—一六七頁より)。読者はこれらのなかにジュリユの人民主権論の克服のしかたにルソー独自のものを感知するはずである。それは次のシェイエスの場合と比べれば明瞭になるであろう。

シェイエスもまた(1)社会契約(自然から社会共同体への移行の論理)をうちだし、このてんでジュリユを超えている。シェイエス自身のことを借りると、自然状態における権利をいっそう

明らかにするため、であり、本書によれば自然状態での個人意志をあくまで権力全体の淵源とし、主権構成員の総体たる国民に、この自然権＝個人の自由・財産の安全をはかる法原理への服従が粹としてかませられ、これが社会共同体形成の論理として存在するのである。そして主権は、ルソーのように各個人に分有されるのではなく、市民の総体としての国民に帰属するのであり、国民からの委任にもとずいてつくられる代表的共同意志が多数決原則によってこれを行使する。委任は譲渡とは同義語ではない。主権はやはり(ここはルソーの場合と同じく)不可譲のものとして国民に存し、委任を修正・解除することができる、というのである(本書一八二—一九八頁)。

そこで問題はまず、自然権の了解、主権と社会内個人との関係のとらえ方のいちじるしい相違にもかかわらず、はたして著者のようにシェイエスの「第三身分……」をルソー「社会契約論」と同質の人民主権と規定しなければいかどうかにある。

著者は他方で「第三身分……」のなかに、のちの九一年憲法に継受されるブルジョワ的な体系をも抽出しており、実定法にたいする主権の超越的性格にふれ、これが実定法上は具体的な手続き・制度をも主権者たるべき人民のために要求しなすむところとなり、民衆を排除した主権原理である国民主権への橋渡しとなる、としている。また主権にたいする自然権の優位も同じ論脈においてかたられている。

しかし私はこれらの留保もふまえて、「第三身分……」＝人民主権論とみなすことに異論をとなえたい。同著作によってシェイエスが示したものは、共同体社会への帰属を決する原理であり、蔽

密ないみでの主権の設定と行使——字義どおり市民全体としての人民が政治参加をおこなうか否か——については、同著は予示的な性格にとどまっているのである。

すなわち、なによりもまず、特権の排除によって共同体構成員を法的平等の水準におきかえ、身分制的、地域分立的な旧遺制を撤廃し、分断されていた市民意識を国家共同体の地平に解放する一方、自然状態に権源をもつ自由権・財産権・安全権を私人に保証することである。ここでは主権は、特権身分を、異邦人——共同体外存在として放逐し、残りの市民すべてを正規の共同体構成員——国民として受容する法次元において存在するものであって、強いていえば共同体外世界との対比・区別のものさしとして存在するのである。この次元でいう主権と、蔽密ないみの主権、すなわち社会共同体の維持・運営を律する政治的次元の主権とを区別しなければならぬ。狭義の国民主権や人民主権の概念は、共同体形成・市民資格の賦与を前提としたうえで、その中に問われる政治のあり方にかかわるものである。著者はこの主権原理のもつ二重性を捨象し、政治行動の主体としての人民を、法的ないみで共同体の成員資格をもつ国民と同一視してしまつたのである。

このことは当然のこととして八九年人権宣言の規定、および九一年憲法のこれにたいする関係についての解釈にもかかわつてくる。著者の描く構図はこうである。

ルソー・社会契約論——シェイエス——↓八九年人権宣言——↓九三年ジャコバン憲法。これにたいするに、九一年フィラン憲法——↓共和暦三年憲法——↓市民憲法の主流。前者が人民主権の系譜、後者が国民主権のそれである（本書二七三—三五七頁より）。この主

権原理の変遷過程が、歴史的・具体的な階級関係の推移の状況に対応して論じられており（そのことについては方法的にも正しい）、人民主権の提唱によって、革命前夜における特権階級にたいする闘争に民衆の協力を必要としたブルジョワジーの、統一戦線の理論がうらずけられていたのであり、八九年人権宣言がこれを完成したのちは、自らの排他的なヘゲモニーを確立して民衆の政治参加の可能性を排除する国民主権論がうちだされる、というわけである。

しかし私は次に八九年人権宣言の重要条文の再解釈をこころみ著者のそれとつきあわせてみたい。著者の見解の問題点を指摘する必要上、煩をいとわずそこに引用された条文のいくつかをとりだしてみた。

「国民議會に組織されたフランス人民（傍点—著者）の代表者達は（中略）人間の自然的で不可譲かつ神聖な権利を表示することを決意した。」——前文冒頭部。

「あらゆる主権の淵源は本来国民にある。いかなる団体、いかなる個人も国民から明示的に発していない権威を行使することができない。」——第三条。

「法律（傍線は私）は一般意志の表明である。すべての市民は直接にもしくはその代表者を通じてその制定に協力する権利をもっている。法律は保護を与える場合であっても、刑罰を与える場合であっても、すべてのものに同一でなければならない。」——第六条第一段。

「社会（市民の総体としての国民の意味—著者）は、すべての公務員にその公務につき報告を要求する権利をもっている。」——第

十五條。

著者はまず前文冒頭の「人民」が主権主体を意味することは自明のことであるから、第三条にいう「国民」は「人民」と同一のものとして把握されねばならないとし、さらに「すべての市民」に直接に国家意志の決定に参加する権利を確保する体制はあきらかに人民主権のものにほかならない。市民が代表をとおして国家意志の形成に参加する場合でもこの代表は、人民からの独立を保障されたそれではなく、人民の訓令に服する人民の代表者達にほかならない。このように論じたあと著者はとくに第六条が、ルソール「社会契約論」における法律の定義の完全な再生であるとし、人権宣言をルソール流人民主権と規定する確信を強めている（本書二二七頁）。

しかし、第三条における主権主体としての「国民」は、『第三身分……』における国民であり、シエイネスにおいて人民とよく混同されて用いられた概念であることは著者とともに認めるとしても、この国民は、特権者＝共同体外世界との対立概念としてとらえられた共同体帰属者の総体という抽象的かつ、広義のものであって、共同体内世界でとらえられた構成員の総体をさすものとは論理的に区別されるべきである。後者の場合のみ、国民を著者のように人民と同一視することがゆるされる。

したがって第三条は、世襲的絶対君主や、身分制的代表団体を共同体の帰属原理からは排除して成立する国家意志の決定者（広義の主権者）を総称的に国民と称したものにほかならない。

さらに、第六条の主語は法律ではなく、法と訳すべきで、国家共同体と個人との双務的關係をとりもつ基本法の謂であって、主

権の設定と行使を對内的に、選挙法や行政組織法などによって具体的にとりしめる法律とは区別されるべきである。この基本法は、個人の自然権の尊重を個人相互間の關係ならびに共同体意志の第一原則とし、これとひきかえに個人の共同体意志への服従を要求することをその本質とする。まさしくすべての市民はこのいみにおいて、彼らの市民（共同体構成）資格にかかわるこの基本法と關係をもつのであり、「直接にもしくはその代表者を通じて、その制定に協力する権利をもつ」のである。公務員は、国民の代理者としての性格をもち、公務員がこの基本法を遵守しているかどうかの大原則について国民は彼らのすべてに報告を要求する権利をもっている、と解することができる。

本書には引用されていないが、人権宣言第一条「人間は生まれながらにして自由かつ平等の権利を有する」は、自由な所有を（その規模にはかわらず）基礎とする人格の保持者としての個人を共同体構成員として迎え入れ、市民資格の平等を確定する、いかえれば法的平等を確立したものであって、これすなわち、政治的平等（社会的平等はいわずもがな）を意味してはいない。また、第二条「あらゆる政治的共同体の目的は人間の自然的かつ時効にかかわらぬ権利の保全である」。これらの権利とは自由・所有・安全・臣制への抵抗である」は、まさにほかならぬ共同体形成の論理・法の論理を示したものである。

第三条はしたがって、もし強いて主権規定をくだすなら、広義の国民主権ということができよう。そして、これは九一年憲法によって放擲されるのではなく、九三年憲法によって単線的に継受されるのではない。後二者にたいしそれはより包括的な位置を占め

るのである。

もちろん、このことは国民議会の個々の議員が、人民主権的な政治制度を人権宣言草案のなかで展開することをさまたげるものではない。著者があげるクレニエール議員の場合もたしかに人民主権的な内実をこめた人権宣言を示したものと見えよう（本書二二六―二七頁）。また、立憲議会においてフィアン派は八九年人権宣言が人民主権を帰結するおそれのあることを認めていたし、これと反対のいみにおいてであるがロベスピエールのごとく、法の前平等を政治的権利の平等と了解し、人間と市民の同位性を人権宣言が宣明した、と解釈したのもあった。しかしこれらはいずれも一種のよみこみというべきであって著者自身がそれをおこなえばそれは原理の混同になろう。このてんはやはり「議会の議事録による限り、『国民主権』の構造について議会は殆んど討論をおこなっていない」（本書二一九頁）ことに意味をみとめるべきであろう。

一七九三年になって、ジャコバン・モンターニュ派があらためて憲法条項の前文に人権宣言の掲載を必要としたのは、八九年人権宣言だけでは必ずしも定着しなかった政治的市民の平等を強調し、さらに抵抗権や蜂起の権利をその中に挿入して人民行動の正当性をうたわんがためであり、八九年人権宣言→九一年憲法体制（九二年八月まで継続する）への收拾にたいしあらためて対決すべき政治原理をうちだすためにほかならない。第一条における平等の強調も、このことを集約的に示している。

一方、九一年憲法がその冒頭に八九年人権宣言をおいたこともなんら矛盾をはらむものではない。そこには法的平等と政治的平

等を区別し、民衆には前者をみとめるが、財産額（納税額）を基準に参政権を設定することによって後者を拒絶するフィアン派の革命論理が示されているのである。

著者は、西ヨーロッパ市民革命が、ブルジョワ的支配関係を樹立するためのものとして、本来、「民主主義的なものとはなり切れない性質」をもつこと、市民革命における「身分からの解放」が本来、民衆の政治的解放を意味しないことに言及している（六六頁）。人権宣言以後の諸デクレと九一年憲法法したい的確な解釈（二三四―二六二、二九五―三一一頁）によって確認されたこの主張も以上に述べた憲法史理解をふまえてのみ全面的に正しいとしようであろう。

また、『第三身分……』と八九年人権宣言が、革命の統一戦線の理論を提示したものの（八二、一九八頁）とみることに私も賛成であるがそれは人民主権の宣明によってではなく、民衆もまた社会共同体の正当な構成者たる資格を与えられ、生命の保障、人身の安全など原理としてはその自然的権利の保護をうけるといういみにおいてである。

これにたいし、ルソーの社会契約論は、共同体形成と共同体運営の、原理的にはあくまで二つのものに分けられる近代契約国家の理論を、共同体参加者即主権の分有者とすることによって、一元的に呈示したものにほかならない。フランス革命は八九年人権宣言とそれ以降の法案審議ならびに九一年憲法の制定の過程で、この二つのものが別個のものであることを示し、九三年憲法において再びルソー流人民主権に還る、これが私の示す構図である。

これと関連して、一九一〇年前後に人権宣言解釈をめぐるイニ

リネック・ブートミイ論争をおもいおこす人も少なくないであろう。本書はルソー「社会契約論」に人権宣言とする点でブートミイ説の側に立つと云つてよい。しかし、人権宣言が完全にルソー的、人民主権的であるとするなら、自由な所有権や、信仰の個人的自由を自然権としそのまま社会共同体の尊重原理とする自由主義的原則を、人権宣言は否定、少くとも修正することになるはずである。イェリネックは人権宣言にはこのアメリカ的な自由権が認められ、反対に、ルソー「社会契約論」では否定されているとして両者の断絶を指摘した。この点ではブートミイも著者も正しくイェリネックの疑問にこたえていないといふべきであろう。

ただ、単一・不可分・不可譲そして時効にかからない国民主権の本質は、人民主権と共通のものであり、(不可譲性は後者にたいして主張されることもある)君主主権への對抗原理として存在理由を有するとともに、代表委任論との結合、命令的委任の排除、議員にたいする免責特権の保障による選挙区・全人民からの独立性の議員への賦与などによる、人民主権の否定が確固たる論拠のうえにぎざがれている(二九五頁以下)。さきにあげた問題性にもかかわらず、国民主権と人民主権を峻別しようとした著者の主張はその限りにおいて十分な根拠をもつといつてよいのである。

また、「フランス革命の哲学」を著したグロチエイザンは、社会契約のもつ二側面を正しくいいあて、共同体を構成する個人と主権者との関係を定めるものをその第二の側面としてひきだしたが、ブーフエンドルフ流服従契約とルソーの主権分有論を対立させつつ後者のみを近代国家の論理としたにとどまる弊をおかした。そのいずれとも異なる国民主権の独自性をとく著者の論旨が生き

るのはまさにここであろう。

最後に、やや関心がかたよるかも知れないが、本書のジャコバンにモンタニャール解釈について集中的に論じよう。

本書は、同派の憲法が人民拒否、命令的委任、憲法変更の権利、さらに権力の集中などにおいてルソーの人民主権論を原則として受容しながら、議員の責任追求の手續きや行政・司法を人民の意志下におく手續きが留保されていないなど、より内面的には、人民主権を忌避しており、また憲法制定後のセクション総会の開会数の制限など、民衆運動にたいする抑制処置が現実(それを示すとして本質的にブルジョワ的な性格を与えている(六一—六四頁))。この捉え方は柴田千三雄氏のジャコバンにロベスピエール主義理解(同氏著『バブーフの陰謀』(岩波書店)参照)と軌を一にするものであるが、これには次のような留保をつける必要がある。つまり、同じ人民主権といつても、主権が各セクションの自律性の中に分有されて存するサン・キュロット勢力と、人民の全体行動の中にその発現をみようとするジャコバン派とでは議員の責任追求などの制度化をめくつても質的なちがいが生じざるをえない。それにもかかわらずジャコバンに人民主権論者とみるのは正しいのであって、バレールとエローッドにセルの原案に抵抗権や非合法な蜂起の権利の投入を主張したのはロベスピエールやロナムであった。人民主権の特徴をみるにはこれらの権利のほか自然権がどのように変容されて成文化されているかにも論及しなければなるまい。注目すべきは、ロベスピエールやマラー、ピヨールヴァレンヌらは生存権を自然権と了解してこれを社会およ

び政治の尊重原理とした反面、財産権を直截的に自然権とはとらえなかつたことである。この面では九三年憲法は、財産権を自然権として承認したバレールの線をとしたのであって、総じて同憲法はやや異質な諸勢力の妥協の産物であつたといえよう。

要するに、ジャコバンの政治指導や九三年憲法を単にブルジョワ的であるとか、その限界を逸脱したものであるとかの平盤な構図に還元するのではなく、社会現実に牽制されつつも他面で革命の政治的現実との齟齬・矛盾を昇華・克服しようとするリアルで流動的な政治過程・対立と妥協そのものの表出をみななければなる

まい。ジャコバンⅡモンタニヤールについていえば、「〔これと〕民衆勢力との間に介在した血の肅正を含むほどの一種の緊張関係」(柴田、前掲書二七頁、本書六四頁に引用)が、ジャコバンⅡブルジョワジーと民衆との政治的距離をアプリオリに証明するというより、革命的急進派内部によこたわる、理論としては一見わずかの差異すらもが拡大されて表出し、対立しあう現実の緊張・迫真性をこそ、そこによみとるべきではないのか。

(A5判) 三六三頁 昭和四六年一〇月

岩波書店刊 定価一四〇〇円)

(京都大学助手・